

みなとみらいダンスサークル

◆基本情報

名前	みなとみらいダンスサークル
活動場所	横浜みなとみらいスポーツパーク
活動日時	毎週日曜日16:00-18:00 (or 17:00-19:00)
活動内容	社交ダンス
方針	10代~20代~30代が中心のサークル。 初心者がなじみやすいサークルを目標とする。
会費	¥2,000/月
HP	http://www.minatomiraidance.com/



◆活動場所詳細

横浜みなとみらいスポーツパークを中心に活動する。
予約が取れない場合や、総会をする場合に戸部コミュニティハウスを利用する。

■ 横浜みなとみらいスポーツパーク

http://www.yvspc.or.jp/mmsp_ysa/

神奈川県横浜市西区みなとみらい6丁目2番地1 2階会議室
JR「横浜駅」より徒歩15分



■ 戸部コミュニティハウス

<http://tobe-ch.net/>

横浜市西区御所山1-8 B1レクリエーション・ルーム
京浜急行「戸部駅」より徒歩10分



◆サークル規約

0. サークルの不動方針

- ・20代～30代を中心としたサークルとする。
- ・初心者に優しいサークルとする。
- ・初心者とは、社交ダンス未経験者からダンス経験1年未満の人を指す。

1. 名称

- ・みなとみらいダンスサークル

2. 会員

- ・会員は正会員と準会員の2種類とする。
- ・正会員は役員になれるが、準会員は役員にはなれないこととする。
- ・正会員は、年齢が40歳以上になる年から、準会員となる。

3. 入会

- ・入会時の年齢は、中学生以上、39歳以下とする。
- ・ただし、若年齢の保護者の場合など、会長が判断した場合のみ40歳以上を準会員として入会を認める。
- ・入会月は、4月、7月、10月、1月とする。

4. 退会

- ・会費の支払いが3ヶ月以上確認できない場合、自動的に退会となる。
- ・退会する場合は、役員に連絡する。
- ・サークルに著しく危害を加える場合など、会長が退会すべきと判断した場合、強制的に退会となる。

5. 会費

- ・会費は¥2,000/月とする。
- ・会費は4月、7月、10月、1月を開始月として3ヶ月分をまとめて収集する。
- ・退会時に、前払いした会費は返金しない。
- ・入会金は¥0とする。

6. 見学・ビジター

- ・初回の見学は無料とする。
- ・2回目以降の参加は、ビジター費:¥500/回とする。
- ・ただし、ビジターはプロ講習には参加できない。

7. 役員

- ・役員は、会長／会長代理／会計／広報の4席とする。
- ・役員は、年齢が20歳以上、39歳以下の正会員のみとする。
- ・任期は2年とする。
- ・役員の改選は、SCで実施する。

8. SC(Starting Convention)

- ・SCは年1回の4月頃に実施する。
- ・基本的に会員はSCに出席する。出席できない場合は、SCの決定事項に同意すると判断する。
(意見があるが、出席できない場合は、出席予定者に意見を伝えておくこと)

9. 講習

- ・講習内容は、ダンス経験2年未満の男女各1名と、講習担当者の男女各1名の計4名で検討する。
- ・講習内容は、初心者向けの内容で検討する。
- ・基本的に、ダンス経験2年未満の人の意見を尊重する。

10. 将来展望

- ・会員の数が増え、一度に全員の練習会が困難になった場合など、サークルを分ける必要がる場合は、年齢によりわけけることを第一に検討する。

11. 規約の変更

- ・規約はSCで変更できる。
- ・SCは総会の出席者の過半数の賛成で変更できる。
- ・ただし、「0. サークルの不動方針」は変更できない。

◆役員の仕事

基本的にサークル内の仕事は各会員で分担する。各仕事の責任者を各役員とする。

■ 会長

サークル全体の纏め、練習後のミーティングのまとめ、会場の予約、総会の司会など。

■ 会長代理

会長不在の場合に会長の役割を担う。イベントのまとめ。

■ 会計

会費の管理。会費の収集。

■ 広報

ホームページの管理。外部からのメールの管理。
サークル内コミュニケーション手段(メーリングリストなど)の管理。
名簿の管理。

◆SC

SCは年1回、4月頃実施する。
必要な場合は、臨時の役員会や全体会議を開催する。

■ SCの審議内容

- ・役員の変更
- ・イベントの担当者の決定
- ・会計の収支報告
- ・前年度の反省と今年度の方針決定
- ・規約変更の検討